

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 30 年 3 月 28 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1700234号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1700124号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年12月

A社から、請求期間に賞与が支給された覚えがあるが、年金記録に当該賞与の記録がない。調査の上、請求期間に係る標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る「賞与明細支給表 2005年度上期」(写)によると、請求者は、請求期間に賞与を支給されておらず、厚生年金保険料も控除されていないことが確認できる。

また、「賞与明細支給表 2005年度上期」(写)の振込銀行及び支店欄に記載されているB銀行C支店に照会したところ、当該金融機関から提出された請求者に係る「預金取引明細表」(写)においても、請求期間に係る賞与の振込は確認できない。

さらに、D健康保険組合から提出された請求者に係る適用台帳(ハードコピー)によると、請求期間に係る賞与の支給に関する記録は確認できない。

加えて、請求者は、請求期間に係る賞与の支払額等を確認できる賞与明細書等の資料を所持していないことから、請求者の当該期間に係る賞与支払額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。